

杉並区建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進に関する計画修正一覧

(下線部分を修正。区民等意見による修正は網掛けで記載)

No	頁	項目	計画面	修正内容	修正理由
1	1	1-1 背景と目的	これにより、区市町村が再生可能エネルギー利用設備（以下「再エネ利用設備」という。）の促進計画において再生可能エネルギー利用促進区域（以下「促進区域」という。）を定める	これにより、区市町村が再生可能エネルギー利用設備（以下「再エネ利用設備」という。）の促進計画において建築物再生可能エネルギー利用促進区域（以下「促進区域」という。）を定める	より適切な記述に修正
2	6	3-1 説明義務の対象とする建築物	ただし、法令等による現状変更の規制などにより再エネ利用設備の設置が困難である文化財等や一時的建築される仮設建築物は対象から除外します。	ただし、法令等による現状変更の規制などにより再エネ利用設備の設置が困難である文化財等や一時的に建築される仮設建築物は対象から除外します。	脱字修正
3	8	3-4 (2) 建築基準法第52条（容積率制限）に対する許可	○ 屋上、陸屋根若しくは地上にソーラーカーポート等を設置する場合、太陽光パネルや太陽熱利用設備の設置により周囲に対する日影が増大しないこと	○ 屋上、陸屋根若しくは地上にソーラーカーポート等を設置する場合、太陽光パネルや太陽熱利用設備の設置により周囲に生じる日影について、日影規制における日影時間が増大しないこと	より適切な記述に修正
4	10	3-4 (4) 建築基準法第55条（絶対高さ制限）に対する許可	○ 太陽光パネルや太陽熱利用設備の設置により周囲に対する日影が増大しないこと	○ 太陽光パネルや太陽熱利用設備の設置により周囲に生じる日影について、日影規制における日影時間が増大しないこと	より適切な記述に修正
5	17	6-1 再エネ利用設備の普及啓発・機運醸成	6-1 再エネ利用設備の普及啓発・機運醸成 杉並区では、区民向けに本制度の内容や再エネ利用設備導入の効果、再エネ利用設備の設置促進に資する各種補助制度を併せて案内するリーフレットを作成し、区ホームページでの案内の他、区役所本庁舎や区民事務所、図書館等で配布するとともに、太陽光発電システム普及啓発講座等においても情報提供を行います。	6-1 杉並区における再エネ利用設備の普及啓発・機運醸成 杉並区では、再エネ利用設備の設置促進に向けて、以下の普及啓発・機運醸成の取組を実施します。 (1) 区民・事業者への情報提供 区民や事業者向けに本制度の内容や、再エネ利用設備の設置促進に資する各種補助制度を併せて案内するリーフレットを作成し、区ホームページでの案内の他、区役所本庁舎や区民事務所、図書館等で配布するとともに、太陽光発電システム普及啓発講座等においても情報提供を行っていきます。 (2) 区での取組の情報発信 杉並区地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の重点的取組「区立施設における、太陽光発電や蓄電池等、可能な限りの再生可能エネルギー設備の導入拡大」に基づき取組を進めています。 空間の有効活用の可能性について検証することを目的として設置した路面太陽光発電の発電量や区立施設に設置している太陽光発電設備導入容量を区ホームページに掲載するなど、普及啓発に引き続き努めていきます。	区民等の意見提出手続による意見を踏まえ、区での取組の情報発信の記述を追記